

八街市児童館の設置及び管理に関する条例(案)・八街市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則(案)の意見を募集

八街市児童館の設置及び管理に関する条例(案)・八街市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則(案)に対して、市民の皆さんから広く意見を伺いするため、パブリックコメントを実施します。

募集期間
3月16日(月)～4月14日(火)

閲覧場所・日
・子育て支援課
(月曜～金曜日、祝日を除く)
・市役所ロビー(毎日)
・中央公民館(開館日)
・市ホームページ

意見提出ができる方
・市内在住・在勤・在学の方
・市内に事務所・事業所・法

提出先
(郵送は4月14日(火)必着)
〒289・1192
八街市八街ほ35番地29
FAX 443・1693
Eメール kosodate@city.yachimata.jp

病後児保育の利用登録を受け付けします

お子さまが病気の回復期であり、家庭での保育が困難な場合や保育園などに通園できない場合、お子さまを一時的にお預かりします。

病後児保育を利用する場合は、市に登録する必要があります。登録期間は1年間です。

今年度に登録された方で、来年度も利用される方は登録申請をしてください。

登録申請開始日
4月1日(水)

登録申請に必要なもの
・利用登録申請書
・登録するお子さんの健康保険者証

実施施設
・印鑑
・キア(cure)
八街市八街に69番地3
☎ 440・0020

利用できるお子さま
市内在住の生後6カ月～9歳まで

利用金額

1日	2500円
4時間以内	1250円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料となります。
詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援課
☎ 443・1693

八街市公共下水道ストックマネジメント計画(案)の意見を募集

八街市公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的な管理を進めています。

この計画に対して、市民の皆さんから広く意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。

募集期間
3月16日(月)～4月14日(火)

閲覧場所・日
・下水道課
(月曜～金曜日、祝日を除く)
・市役所ロビー(毎日)
・中央公民館(開館日)
・市ホームページ

意見の提出ができる方
・市内在住・在勤・在学の方
・市内に事務所・事業所・法人・その他の団体がある方
・本案件に利害関係のある方

提出先
(郵送は4月14日(火)必着)
〒289・1192
八街市八街ほ35番地29
FAX 443・1440
Eメール gesudo@city.yachimata.jp

水道の届け出は忘れずに

水道は、毎日の暮らしに欠かせないものです。また、引越しや転勤など新たな新居にお住まいになる方が多くなる季節です。

新たに水道を使用するとき、水道の使用をやめるときは、ご連絡をお願いします。

連絡先
ヴェオリア・ジェネッツ(株)
八街営業所
☎ 443・5595

給水の中止
・長い間水道を使用しないとき
・引っ越していくとき
※水道料金の精算を忘れずに

名義変更
・使用者または所有者の名義が変わるとき

水道課
☎ 443・0677

高齢者福祉計画策定審議会の委員を公募

令和3年度からの3年間を計画期間として第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり市民代表の委員を公募します。

募集人数 2人

応募資格 次の条件をすべて満たしている方
・本市に居住し住民登録のある20歳以上の方(平成12年4月2日以前に生まれた方)
・平日昼間に3回程度開催予定の審議会に出席できる方
・本市でほかの審議会などの公募委員を2つ以上委嘱されていない方

任期・報酬
令和2年度第1回策定審議会

応募方法 4月15日(水)までに「八街市の高齢者福祉や介護保険について」をテーマとした小論文(800字程度)に住所、氏名、性別、生年月日、連絡先、応募の動機を書き添えて、高齢者福祉課に提出。(書式は任意)

選考方法 委員としての意欲、問題意識の高さ、提案力について書面により選考委員が審査。

地域包括支援センター
☎ 443・1207

福祉タクシー事業を実施

対象者
・身体障害者手帳の1・2級にあたる方(視覚障害・下肢機能障害・体幹機能障害の方は3級まで)
・療育手帳の①・②の1・②の2・Aの1・Aの2にあたる方

申請に必要なもの
・印鑑
・本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

申請受付開始日
3月16日(月)

※現在交付しているタクシー利用券(ピンク色)の有効期限は3月末日ですので、4月以降は使用できません。

福祉課
☎ 443・1649
FAX 443・1742



給水の申し込み

引っ越してきたとき
・家を新築したとき
・アパートなどに入居したとき